

第4回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月26日(木) 午後2時30分から午後3時01分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 16人
会長 17番 山田健一
会長職務代理者 13番 山本登
委員 1番 川尻秀一
2番 居内和則
3番 松尾貴子
4番 首藤勝広
6番 福田稔
7番 鬼塚秀明
8番 鈴木圭一
9番 藤田政揮
10番 遠藤優一
11番 鎌田直人
12番 中川一弘
14番 相馬正人
15番 川崎伸弘
16番 矢萩一毅
4. 欠席委員 5番 安達耕平
5. 議事日程
報告第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 4号 農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請について
6. 議事録署名委員 4番 首藤勝広 7番 鬼塚秀明
7. 出席事務局職員
事務局長 川合正人
事務局次長 高畑公朋
農地係長 石垣友伯
農地係主査 廣野武
農地係主事 安藤愛子

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第4回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、4番首藤委員、7番鬼塚委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、これにつきましては、初めに1番について報告を受けることとしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、山本委員の退席を求めます。 (山本委員 退席) 事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号1番の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告1号1番の報告を終わります。 (山本委員 着席) 次に、報告第1号2番について報告を受けることとします。事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号2番の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告1号2番の報告を終わります。 それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。これにつきましては、初めに1番及び2番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号1番及び2番の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号1番及び2番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号3番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、山本委員の退席を求めます。

(山本委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第1号3番の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。

議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第1号3番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(山本委員 着席)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第2号の朗読説明)

なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。

議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。これにつきましては、初めに1番から3番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第3号1番から3番の朗読説明)

なお、議案第3号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、おはかりいたします。議案第3号1番から3番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号4番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、山本委員の退席を求めます。

(山本委員 退席)

事務局

(議案第3号4番の朗読説明)

なお、議案第3号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号4番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

議案第4号の案件の単価について質問があり、本件の同事業による(公財)北海道農業公社への売買は、今回の案件と合わせて令和3年度にも行われており、その畑全体の総合的な評価で単価が決定されたことから、今回の単価になったと事務局から報告を受けております。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地中間管理事業

議長

の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の4ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして原案どおり決定し、農地中間管理機構へ同計画の策定を要請することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第4回総会を閉会いたします。